

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム導入及び運用保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福島県知事 内堀 雅雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム導入及び運用保守業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 調達仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和16年9月30日まで
- (4) 履行場所 福島県庁舎内（福島県福島市杉妻町2番16号）及び福島県知事が指定又は承認する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去10年以内に、本県と同規模以上の都道府県において、調達仕様書に定める業務内容と同等程度の業務に係る契約を1回以上締結したことがあり、誠実に当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (5) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。

ア 一般財団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JISQ 27001（ISO/IEC27001））認証を取得している者であること。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークの付与を受けている者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月27日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部財務総室税務システム課  
電話 024-521-7731

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年6月26日(金)から同年8月17日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月20日及び同年8月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、調達仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布方法 次のURLからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>

### 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年8月17日(月)午後2時
- (2) 場所 福島県自治会館3階301会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月14日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、かつ、入札説明書で示すところにより算出された技術点及び価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点は、価格点（入札金額に係る評価点）と技術点（技術提案に係る評価点）の合計（1,000 点満点）とする。
  - ア 価格点は、価格評価点の得点配分（250 点）に対して、予定価格と入札価格から算出した割合を乗じて得た数値とする。
  - イ 技術点は、技術提案の内容を評価項目と評価基準により評価し、各評価項目の項目別得点の合計値（最大 750 点）とする。
  - ウ ア及びイの評価基準の詳細は、入札説明書による。
- (3) 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札候補者とする。
- (4) 総合評価点と同じで技術点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320

- 号) 第1条に規定する委員会をいう。) から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Implementation, operation and maintenance of the Taxation System for the Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 17 August 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 14 August 2026
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731

(税務システム課)